

11 2024 November

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
2024 12 1 赤口 2 文化の日 3 赤口 4 文化の日 5 先勝 6 振替休日 7 先勝 8 先勝 9 先勝 10 先勝 11 先勝 12 先勝 13 先勝 14 先勝 15 先勝 16 先勝 17 先勝 18 先勝 19 先勝 20 先勝 21 先勝 22 先勝 23 先勝 24 先勝 25 先勝 26 先勝 27 先勝 28 先勝 29 先勝 30 先勝 31 先勝					1 仏滅	2 大安
3 赤口 文化の日	4 先勝 振替休日	5 友引	6 先負	7 仏滅	8 大安	9 赤口
10 先勝	11 友引 <small>10月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(10月雇入分)</small>	12 先負	13 仏滅	14 大安	15 赤口	16 先勝
17 友引	18 先負	19 仏滅	20 大安	21 赤口	22 先勝	23 友引 勤労感謝の日
24 先負	25 仏滅	26 大安	27 赤口	28 先勝	29 友引	30 先負 <small>健康保険の被扶養者状況リスト、 被扶養者調査兼異動届の提出</small>

11月の総務・経理のお仕事カレンダー 11月の税務と労務

税務

- 10月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 **Check!**
★源泉所得税納付書に記載する税額は、各人毎の「月次減税額の控除を行った後の金額」を集計した金額です。 →11月11日(月)まで
- 9月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。
→決算応当日(月末決算では12月2日(月))まで
- 3月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→決算応当日(月末決算では12月2日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち12月・3月・6月決算法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では12月2日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち8月・9月決算法人(申告期限延長の場合は7月・8月・9月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→決算応当日(月末決算では12月2日(月))まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(10月雇入分)
→11月11日(月)まで
- 健康保険の被扶養者状況リスト、被扶養者調査兼異動届の提出 **Check!**
★協会けんぽでは毎年、被扶養者資格の再確認を実施
→11月29日(金)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の10月雇入・離職分)
→12月2日(月)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(10月分)
→12月2日(月)まで

- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

働き方改革推進支援助成金

働き方改革推進支援助成金は①業種別課題対応コース、②労働時間短縮・年休促進支援コース、③勤務間インターバル導入コース、④団体推進コースの4つがありますが、2024年度の申請期日がいずれも11月29日(金)です。この助成金に関する税務・労務上の注意点を記載します。

[税務上の注意点]

法人が国等から交付を受ける助成金については、法人税では益金に該当します。また、その益金計上時期は、原則として助成金等の交付決定事業年度ですが、一定のものについては助成金の対象となる経費が発生した事業年度となりますので、注意が必要です。

[労務上の注意点]

上記4つのコースについて、申請締切は令和6年11月29日(金)(必着)で共通ですが、「支給対象となる事業主(事業主団体等)」「支給対象となる取組」「成果目標の設定」「事業実施期間」「支給額」がそれぞれ個別に決まっていますので、詳細な要件等は厚生労働省ホームページにてご確認ください。

なお、支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に予告なく受付を締め切る場合がありますので、最新情報もご確認ください。

ギモンを解決!



経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ

税理士 磯山 仁志

定額減税と年末調整事務

Q 今年の年末調整では定額減税についてどのように処理すればいいのでしょうか?

A 年末調整により計算された所得税額から、年末調整時点の現況に基づいて計算した定額減税額を控除して、年間の源泉徴収税額との精算（年調減税事務）を行います。

年調減税事務の対象者

年末調整の対象者が対象となります。ただし、基礎控除申告書に記載された、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については対象外です。

年調減税額の計算方法

本人30,000円 + 同一生計配偶者または扶養親族の人数 × 30,000円

扶養親族は、扶養控除等申告書により確認します。

本人及び同一生計配偶者は、「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」が「年末調整に係る定額減税のための申告書」を兼ねる様式となる予定ですので、本申告書を用いて確認するとよいでしょう。

なお、給与所得者本人の合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者控除を適用することはできませんが、この場合においても配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合には、同一生計配偶者に係る定額減税の対象にはなりますので注意が必要です。

年調減税額の控除

① 例年の年末調整と同様に住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）を計算します。

② 上記で計算した年調減税額を年調所得税額から控除します。

なお、年調減税額が年調所得税額よりも大きい場合には、年調所得税額を限度として控除するとともに、控除しきれなかった金額を別途「控除外額」として記録しておきます。

③ ②の年調減税額控除後の年調所得税額に102.1%を乗じて年調年税額を計算します。

④ ③の年調年税額と年中に源泉徴収済みの税額を比較して、例年通り差引超過額又は不足額の精算を行います。

なお、これらの控除作業については、源泉徴収簿上で計算する他、国税庁のホームページに「年末調整計算シート」（Excel）が用意されていますので、そちらを用いてもよいでしょう。

源泉徴収票への記載

源泉徴収票の源泉徴収税額欄には、年調減税額控除後の年調所得税額に102.1%を乗じて算出した年調年税額を記載します。

また、源泉徴収票の摘要欄には控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」と記載するとともに、控除しきれなかった金額がある場合には「控除外額×××円」と記載します。

ここに記載した控除外額は、「調整給付」（所得税から定額減税で引ききれないと見込まれる人への給付）のうち、令和7年に自治体を実施する不足額給付の額の算出に用いられます。